

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人岳南厚生会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 3 この法人の理事長の報酬月額は別表1で定めるとおりとする。但し理事長の地位にあることのみをもって報酬の支給を行うものではなく、常勤の理事長を対象とする。
- 4 役員が理事会に参加したとき及び評議員が評議員会に参加したときは、別表2に定められた報酬を支給する。
- 5 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2に

定めた報酬を支給する。

6 役員が理事会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 3 に定めた報酬を支給する。

7 評議員が評議員会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 3 に定めた報酬を支給する。

(出張旅費等)

第 5 条 役員及び評議員には出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、旅費規定により出張費として支給する。

(費用弁償の支給)

第 6 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(報酬等の支給日)

第 7 条 常勤役員の報酬等は、毎月 25 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 8 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年7月1日から施行する。

別表 1

理事長（常勤）	月額 150、000円
---------	-------------

別表 2

役員等	1日当たりの報酬額	摘 要
理事・監事・評議員	8,000円	理事会・評議員会等
監 事	12,000円	監事監査時等

別表 3

役 員 等	報 酬
理事・監事・評議員	12,000円